

# デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.172 March 2017

Contents

## 税務情報

複数の政府部門が共同奨励を実施、税関高級認証企業資格の価値が更に高まる

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ ..... 2

## 投資情報

中国国務院による通知：中国における外商投資企業の上場を支持 ..... 6

中国業務に関する主な問合せ先 ..... 7

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

## 税務情報

# 複数の政府部門が共同奨励を実施、税関高級認証企業資格の価値が更に高まる ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

※本記事は、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。

日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国家発展改革委員会、中国人民銀行、税関総署等を含む 40 の政府部門が 2016 年 10 月に「税関高級認証企業に対する共同奨励実施の協力に関する覚書」(以下「覚書」)を公布した。これは、輸出入分野における信用システムの構築が成熟しつつあることの表れであり、税関高級認証企業は複数の政府部門からより多くの優遇措置を受けられることが予想される。

### 1. 背景

中国税関は 1980 年代末から輸出入企業に対する分類管理の実施を開始しており、経済の発展状況と企業の需要に伴い、その管理体制を改善し続けてきた。2014 年 12 月 1 日より税関は新しい「企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第 225 号)を実施し、国際ルールへの対応として、企業の信用とコンプライアンス遵守状況に基づき、輸出入企業を認証企業(高級認証企業と一般認証企業を含む)、一般信用企業、信用喪失企業の 3 種に認定し、「信用が高く法律を遵守する企業に利便性を与え、信用を喪失し法律に違反する企業に懲罰を与える」原則に基づき、相応の管理措置をそれぞれ適用する。このうち高級認証企業とは、中国税関が其他国家あるいは地区の税関と相互認証を行い、認証を受けた経営者(Authorized Economic Operator: 以下「AEO」)である。

社会信用システムの構築を推進するため、中国は社会信用システムの構築に関する計画概要と指導意見を相次いで公布しており、共同で信用の遵守に対する奨励制度および信用の喪失に対する懲罰制度を確立する方針を明確に打ち出している。これを受けて税務機関、税関等における各行政管理部門は積極的に動き、奨励あるいは懲罰措置の共同実施に関する覚書を締結することで、各政府部門による措置の適用範囲を発布元である政府部門の管轄範囲から国の経済・社会全体に広げた。今回締結された覚書を含め、現時点で国家関連部門はすでに合計 3 つの分野における共同奨励措置と 8 つの分野における共同懲罰措置に関する覚書が締結されており、今後も引き続き 10 以上の覚書が締結される予定である。

### 2. 覚書とその影響

#### 1) 共同奨励措置

近年の中国における社会信用システムの構築および税関による通関監督管理改革の加速に伴い、覚書は一連の共同奨励措置を通じ、税関高級認証企業資格の価値を高め、「信用を守る企業を奨励する」原則を体現している。

覚書によれば、税関高級認証企業には 40 の政府部門から計 19 種 49 項目の奨励措置が与えられる。税関以外の政府部門から与えられる奨励措置の抜粋は次頁表のとおりである。

奨励措置	実施部門
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ “容缺受理”（提出書類に不備がある場合、期限内提出を保証する書面承諾を得て、先行して受理し、手続を進めること）を可能とする“绿色通道”（審査・許可に関する特別優遇ルート）の実施</li> <li>■ 特別建設基金プロジェクトの申請を優先的に受理する</li> <li>■ 電子直接取引において、優先的に選定する</li> <li>■ 融資面でのコストダウン</li> <li>■ 域外債券発行届出手続の加速</li> <li>■ 政府投資プロジェクトにおける入札募集に関する輸出入証明手続の簡素化</li> <li>■ 重大プロジェクトに対する査察や抜き取り検査の比率引下げ</li> </ul>	国家发展改革委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加工貿易企業の生産能力に関する証明等の手続を優先的にを行い、手続所要時間を短縮する</li> </ul>	商務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 銀行や金融会社による融資の与信判断における重要な参考条件とする</li> <li>■ 優良信用記録として金融信用情報基礎データベースに登録する</li> </ul>	中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 証券会社、基金管理会社、先物取引および保険会社が設立、変更等の業務行為を行う際の企業信用情報として重要な参考とする</li> <li>■ 保険仲介機構の設立に利便化措置を与える</li> </ul>	中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優先的に財政資金プロジェクトに選定する</li> </ul>	財政部
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 増値税発票用紙の購入に関する取扱いは、納税信用ランク A 級納税者に適用される手続に準拠する</li> <li>■ 税務手続に関する“绿色通道”（審査・許可に関する特別優遇ルート）の提供</li> <li>■ 輸出税還付（免除）企業分類管理上の I 類企業として取り扱う</li> <li>■ 増値税一般納税者に対して、増値税発票の認証を廃止する</li> </ul>	国家税務総局
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市場監督管理のための抜き取り検査の比率を引き下げる</li> </ul>	国家工商行政管理総局
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 品質安全検査および検疫のための入出国検査について、低い検査率を適用する</li> <li>■ CCC (China Compulsory Certification: 中国強制製品認証) 認証免除等の手続を優先的に行う</li> </ul>	国家質量監督検閲検疫総局
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優先的に貿易投資利便化改革の対象とする</li> </ul>	国家外貨管理局

## 2) 情報共有および共同奨励の実施方法

国家发展改革委員会は全国信用情報共有プラットフォームをベースとして、共同奨励実施のための新システムを立ち上げる。税関総署は当該新システムを通じて、覚書を締結した各政府部門に対して、税関高級認証企業リストや企業の関連情報の共有、および関連規定に基づき動向の更新を行う。また、公示システムを通じて関連の情報を社会に公表する。各政府部門は当該新システムを通じて、共同奨励措置の執行状況あるいは執行サポートの状況を国家发展改革委員会と税関総署に定期的にフィードバックする。

## 3) モニタリング

税関総署は輸出入活動における企業のコンプライアンス遵守状況をモニタリングする。その他の関連政府部門は全国信用情報共有プラットフォームを通じて企業のコンプライアンス違反行為と信用喪失行為を国家发展改革委員会および税関総署にフィードバックし、当該企業への共同奨励措置の適用停止を求めることができる。全国信用情報共有プラットフォームにおいて、税関高級認証企業とその他分野の信用喪失企業との照合確認が行われ、いずれの分野においても信用喪失企業にリストアップされていない税関高級認証企業のみ共同奨励措置の適用対象となる。

## 4) 通関におけるサポート措置

覚書において、税関高級認証企業が通関において与えられる具体的な利便化措置も明確にされている（詳細については、下記を参照のこと）。このうち、合算課税、原産地自主表示等の措置は今回新たに増加したものである。

- 輸出入貨物の品目分類、関税評価、原産国あるいはその他税関手続の完了に先行して、通関手続を進める
- 低い輸出入貨物検査率を適用する
- 輸出入貨物に対する証ひょう書類審査の簡素化
- 輸出入貨物に対する通関手続の優先処理
- “協調員”（当該企業を専門に担当する税関職員）を設ける
- 加工貿易企業に対する銀行保証金台帳制度を廃止する
- “合算課税”<sup>1</sup>管理措置を適用する
- 国際協定規定に基づき、原産地の自主表示措置を適用する
- AEO 相互承認について中国と合意したその他の国家・地区の税関から通関の利便化措置が与えられる
- 税関から与えられるその他の利便化管理措置

中国税関と EU、韓国、シンガポール、香港の税関との AEO 相互承認取決めの実施後、税関高級認証企業は相手国・地区の税関において貨物検査を受ける確率が 50%以上低減し、平均通関速度が 30%以上向上することが期待できる。「信用を守る企業を奨励する」政策のボーナスは、国内から海外まで、グローバルなサプライチェーン全体をカバーすることが見込まれる。

### 5) 政府部門をまたぐ信用管理

社会信用システム構築の推進に伴い、関連の政府部門は続々と企業分類に基づく信用管理を開始あるいは既に実施している。輸出入にかかわる部門を例に挙げると、税関、検閲検疫局、税務局、外貨管理局、工商局等は既に企業に対する信用管理を実施している。具体的には下表のとおりである。

	税関	検閲検疫	納税信用管理	輸出税還付(免除)	外貨管理	工商
最恵待遇	高級認証企業	AA	A	I 類	A	A
利便化管理	一般認証企業	A		II 類		
通常管理	一般信用企業	B	B	III 類	B	B
重点管理	信用喪失企業	C	C	IV 類	C	C
		D	D			D

各政府部門間の企業に対する信用管理の相互融合、影響はますます明らかである。例えば、貿易企業が税務局にて輸出税還付(免除)手続を行う際、税関の信用管理ランクが高級認証企業あるいは一般認証企業のみ輸出税還付(免除)管理上の I 類企業とされ、税関における信用喪失企業はこの時、輸出税還付(免除)管理上の IV 類企業とされる。そのため、企業が最大の利便措置を受け、総合的な権益の最大化を実現するためには、自身の各政府部門による信用管理ランクに細心の注意を払い、総合的な信用を引き上げていく必要がある。

### 3. デロイト中国のコメント

税関による新しい企業信用管理弁法の実施後、税関高級認証企業は具体的にどのような利便措置を受けられるかについて、多くの企業が関心を寄せた。今回締結された覚書は 40 に及ぶ政府部門が参与しており、税関、検閲検疫、税務、金融、環境保護など 30 余りの重点分野に及ぶ奨励措置を打ち出していることから、社会的規範を示す意味では高い効果を得ている。今回の奨励における 49 項目の具体的な措置は、各政府部門による管理の要にかかわる内容であり、経済的な価値あるいは社会的な効果を税関高級認証企業にもたらすことが期待される。社会的信用の時代において、コンプライアンス遵守状況が良好で信用の高い企業はより多くの利便を与えられ、違法と信用喪失行為

<sup>1</sup> “合算課税”とは、企業が輸出入貨物の通関に際し、商業銀行発行の保証状をもって、“通関申告書ごとに納税”ではなく、納税額を月次で合算し、計算徴収することを指す。

のある企業はより多くのコストを負うことになるため、各政府部門における信用ランクの向上は企業にとってますます重要で切実となる。輸出入企業には、下記のとおりアドバイスをする。

#### 1) 制度を整備し、税関高級認証企業資格の取得を目指すこと

税関高級認証企業となることは、共同奨励措置の適用を受けるための前提条件である。2014 年の税関総署令第 225 号および関連の規定に基づき、内部統制、債務償還能力、法令遵守、貿易安全等の面でいずれも「税関認証企業基準(高級認証)」の要求に合致するか否かについて確認した上で、高級認証企業資格の申請を行うことを推奨する。

#### 2) 自主検査を行い、自身の信用持続を確保する

各政府部門に認定された信用状況は永続的なものではなく、それを維持するためのメンテナンスと定期的な検査を行う必要がある。税関は輸出入企業の信用状況に対して動向管理を実施し、コンプライアンス違反があった場合、すぐに信用レベルは引き下げられる。行政処罰に至った場合、以降の 5 年に渡りその情報は社会に公示される。税関は高級認証企業に対して 3 年ごとに、一般認証企業に対して不定期的に再認証を行う。そのため、企業は定期的に自主検査を行うことで適時に問題点を特定し、未然に防ぐ必要がある。

#### 3) 問題点を解決し、信用修復を行う

企業に問題が発生し、信用レベルを引き下げられた場合、問題を正視しその原因を分析し上で、実行可能な改善策を制定し、内部統制とプロセスの改善、および問題点を解決し、その上で関連部門と積極的にコミュニケーションを図り、信用ランク申請条件の早期達成を目指す。

#### 4) システムを導入し、信用管理に関し監督する

システムの導入によって企業自身の財務、業務状況の監視・管理を強化し、科学技術によりミスが発生するリスクを有効に低減する。例えばシステムを利用した輸出入業務の電子化によって、通関品目分類の正確性や通関書類レビューの効率を高め、データ分析の強化を通じて問題点とリスクの早期発見を図る。「企業の生産経営と輸出入活動を事実どおりに、正確に、完全に、有効に記録する情報システムを有しており、輸出入活動の主な段階における財務・輸出入業務内容に対する検索と追跡を当該システム上で実現できること」は、税関高級認証企業の認証基準の一つとして明確にされている。

#### 5) 専門機構にサポートを求め、信用ランクを上げる

2014 年の税関総署令第 225 号により、税関あるいは企業は法定の資格を有する仲介機構に企業の認証を委託することができ、認証結果は企業の信用状況を判断する際の参考依拠とすることができる。規定についてはさらなる具体化が待たれるが、弊所は豊富な実務経験を有しており、以下のようなサポートを提供することができる。

- 企業が目指している信用ランクと企業の現状を踏まえ、内部統制、財務状況、法令遵守状況、貿易コンプライアンスについて全面的な評価を行い、現状と目標の差について分析する
- 企業の信用ランク評価についてテクニカル面でのサポートを提供し、現状改善等についてサポートする
- より高い信用ランクの認証、または再認証についてのサポートを行う
- 評価の過程において潜在的な過去のコンプライアンスリスクが発見された場合、企業と税関のコミュニケーションや自主開示についてサポートを行う

## 投資情報

### 中国国務院による通知：中国における外商投資企業の上場を支持

中国国務院は 2017 年 1 月 17 日、「対外開放の拡大、外資の積極利用の若干措置に関する通知」(国発〔2017〕5 号 以下、“通知”と表記)を公布しました。通知では、現在および今後の一定期間における中国の外資利用政策の方向性を明確に示すとともに、20 の具体的な措置を打ち出しています。本稿では、そのうちの第 13 番目の措置である、中国における外商投資企業の上場に関する措置をご紹介します。

通知によると、外商投資企業は法律、法規によりメインボード(主板)、中小企業ボード(中小企業板)、創業ボード(創業版)で上場すること、新三板<sup>2</sup>で登録すること、企業債券、公司债券、転換債券の発行と、非金融企業の負債性金融商品の運用による資金調達ができることとされています。通知では同時に、国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、証券監督管理委員会等に対し、それぞれの管轄領域における関連措置の具体化を求めています。

中国国内における外商投資企業の IPO というテーマは、これまでもたびたび注目を集めてきました。中国の関連する法律や規定において、外商投資企業に関する中国国内における IPO のための主体資格について、中国国内の中国企業と何らの区別は設けられておらず、法律規定上は同じ扱いとなっています。とりわけ、外商投資株式会社(すでに株式会社に組織変更した外商投資企業)の中国国内における IPO には、法律上の障害が存在しないと考えられます。ところが、実務上は、外商投資企業の中国国内における IPO 事例は、極めて少ないのが実情です。

その主な原因としては、中国の外商投資企業が多国籍企業のグローバル戦略の一部であり、それゆえ中国国外の親会社または関係会社との関連者間取引や同業競争が比較的多くみられること、加えて、中国国内における外商投資企業の業務にかかる独立性の認定が困難であるケースが多いこと、が考えられます。中国国内で上場しようとする外商投資企業は、往々にして上場の規定や審査要求を満たすために、複雑かつ煩雑な事業再編を経る必要に迫られます。なぜなら、中国国内における IPO には依然として事前審査認可制が採用されており、登録制とはなっていないからです。したがって、関係会社間取引、同業競争、業務の独立性等の領域における要求が比較的厳格で、弾力性に欠けるものとなっており、これらが外商投資企業が中国国内における上場に対し積極的になりにくい一因となってきました。

上記の通り、これまで中国政府は、外商投資企業の中国国内における IPO に対する制限は設けてきませんでした。奨励や支援の姿勢を明確にすることもありませんでした。今般、国務院は通達の形で明確に外商投資企業の中国国内における外商投資企業の上場に対する支援の方向性を打ち出し、関連部門に対しそれぞれの管轄領域における政策の実行を指示しました。今後、通知をうけ、各関連部門による対応する実施／操作細則の新規制定または改正が期待されますので、その動向に注意を払う必要があります。

<sup>2</sup> 中国の資本市場の概要は、「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」[2015 年 3 月号 \(Vol.148\)](#) を、創業ボードは同 [2015 年 4 月号 \(Vol.149\)](#)、新三板は [2015 年 5 月号 \(Vol.150\)](#) の記事「中国資本市場の概要(1)～(3)」を参照のこと。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか  
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイトトーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
滝川 裕介

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
福島 和宏

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時  
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
依藤 啓司

#### 広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,  
Guangzhou, 510623 PRC  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
山野辺 純一 / 前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
小松 大祐

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
藤川 伸貴 / 粟野 清仁

#### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
安田 和子 / 酒井 晶子

#### DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル  
Tel: 03-6870-3300  
鄭 林根

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

#### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 PRC.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

#### 瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue  
Shenhe District Shenyang, PRC  
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC  
Tel: +86-23-6310- 6206 / Fax: +86-23-6310-6170

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: +86-25-5790 -8880 / Fax: +86-25-8691-8776

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

## 発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346  
E-mail [chugoku@tohatsu.co.jp](mailto:chugoku@tohatsu.co.jp)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC